

名古屋大学情報連携統括本部全学メールサービス利用内規

(趣旨)

第1条 名古屋大学情報連携統括本部情報基盤サービス利用内規(平成22年6月24日情報連携統括本部会議制定。以下「情報基盤サービス利用内規」という。)第2条の規定に基づく名古屋大学情報連携統括本部(以下「統括本部」という。)が提供する電子メールの発信・受信サービス(以下「全学メールサービス」という。)の利用に関し必要な事項は、この内規の定めるところによる。

(利用の資格)

第2条 全学メールサービスを利用できる者は、名古屋大学における名古屋大学IDに関する取扱規程(平成19年度規程第43号。以下「規程」という。)第2条第1項(第4号を除く。)の規定に基づき名古屋大学IDを付与された者とする。

(利用の申請及び承認)

第3条 全学メールサービスの利用を希望する者は、別に定める書式により統括本部長に利用の申請を行い、その承認を受けなければならない。

2 統括本部長は、前項の申請を適当と認めたときは、これを承認する。

(利用者の責務)

第4条 前条第2項により全学メールサービスの利用を承認された者(以下「利用者」という。)は、全学メールサービスの利用に当たり、規程及び情報基盤サービス利用内規を遵守しなければならない。

(利用の制限等)

第5条 統括本部長は、利用者がこの内規又はこの内規に基づく定めに違反したと認められる場合は、一定期間当該利用者の全学メールサービスの利用を制限し、又は停止することができる。

2 統括本部長は、前項により全学メールサービスの利用を停止したときは、統括本部会議に報告しなければならない。

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、全学メールサービスの利用に関し必要な事項は、統括本部会議の議を経て、別に定める。

附 則

この内規は、平成22年6月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

この内規は、平成25年12月26日から施行する。